西牟婁圏域自立支援協議会・地域生活支援拠点等整備検証委員会規程

（設置）

第１条　西牟婁圏域自立支援協議会設置規約(以下「規約」という。)第４条の規定に基づき、西牟婁圏域自立支援協議会に課題別委員会として地域生活支援拠点等整備検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　検証委員会は、西牟婁圏域（以下「圏域」という。）における地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の現状を定期的に検証・検討を行なうことにより、拠点等の充実に寄与することを目的とする。

（拠点等）

第３条　拠点等とは、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の親亡き後や障害の重度化、高齢化に備えるとともに、障害者等が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、重度障害も対応できる専門性を有し、地域での緊急時の対応や体験の機会の確保等ができる体制を地域全体で整備することであり、西牟婁圏域においては、別表に掲げる拠点等に必要な５つの機能を地域の複数の事業者が分担する面的整備型での整備を行う。

（調査・協議内容）

第４条　検証委員会では、圏域の拠点等の５つの機能の現状を検証・検討するため、次の事項を調査し、協議する。

⑴　基幹相談支援センターにしむろの活動

⑵　西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわの活動

　⑶　西牟婁圏域自立支援協議会の運営

　⑷　拠点等を担う事業所の認定等の現状

⑸　市町の障害福祉計画及び障害児福祉計画における拠点等に関係する成果目標の進捗状況

（組織及び運営等）

第５条　検証委員会は、規約第４条第４項の規定により選出された委員で構成する。

２　検証委員会は、規約第６条第４項の規定により委員長を選出し、運営する。

３　検証委員会は、年1回以上開催する。

４　検証委員会は、必要に応じて、関係機関の職員又は関係者の出席を求めることができる。

５　事務局は、基幹相談支援センター等機能強化事業担当者及び市町担当者から選出された者が担当する。

（秘密の保持）

第６条　委員は、障害者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期するとともに、検証委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）　　拠点等に必要な５つの機能とその機能の担い手

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機能 | 内容 | 担い手 |
| 相談の機能 | コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能 | ○基幹相談支援センターにしむろ○西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ○特定相談・障害児相談支援事業所○一般相談支援事業所○市町障害福祉担当課 |
| 緊急時の受入れ・対応を行う機能 | 短期入所等の障害福祉サービスを活用した常時の緊急受入れ体制を確保した上で、介護者の急病や障害児者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能 | ○短期入所事業所○居宅介護事業所○安心生活支援事業の居室○医療機関(情報の提供と利用調整)○基幹相談支援センターにしむろ○西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ○特定相談・障害児相談支援事業所○一般相談支援事業所○市町障害福祉担当課 |
| 体験の機会・場を提供する機能 | 施設や病院からの地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能 | ○グループホーム○短期入所事業所○日中活動系サービス事業所○安心生活支援事業の居室(情報の提供と利用調整)○基幹相談支援センターにしむろ○西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ○特定相談・障害児相談支援事業所○一般相談支援事業所○市町障害福祉担当課 |
| 専門的人材の確保・育成を行う機能 | 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害児者等に対し、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能 | ○基幹相談支援センターにしむろ○拠点等を担う特定相談支援事業所○西牟婁圏域自立支援協議会○市町障害福祉担当課 |
| 地域の体制づくりを行う機能 | 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能 | ○西牟婁圏域自立支援協議会○基幹相談支援センターにしむろ○西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ○拠点等を担う特定相談支援事業所○市町障害福祉担当課 |